

2015（平成 27）年 4 月 7 日

報道関係各位

株式会社札幌ドーム  
（札幌ドーム指定管理者）



## ファウルボールに係る訴訟判決に対する控訴のお知らせ

株式会社札幌ドーム（以下当社）は、ファイターズ戦来場時にファウルボールにより受傷した原告から損害賠償請求訴訟（以下本訴訟）を提起され、去る 3 月 26 日に札幌地方裁判所から当社敗訴の判決言い渡しを受けました。当社はこの判決を不服として、本日 4 月 7 日、札幌高等裁判所に控訴しましたのでお知らせいたします。

### （1）経緯

本訴訟は、当社、株式会社北海道日本ハムファイターズ、札幌市の計 3 者に対して、原告から損害賠償を求めて提起されていたものです。去る 3 月 26 日の第一審判決では、当社の主張が認められず、安全対策に不備があったとして、原告への損害賠償を命じられました。

この判決内容は当社として承服できないため、当社は本日 4 月 7 日、札幌高等裁判所に控訴しました。

### （2）今後の見通し

今後、札幌高等裁判所での控訴審においても、当社の対応が適切なものであったことを引き続き主張してまいります。